

一般廃棄物収集運搬業許可証（更新）

5城環第133号
令和5年7月6日
(2023年)

住所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地
氏名 安田産業株式会社
代表取締役 安田 奉春 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

城陽市長 奥田 敏晴



1 許可の年月日	令和5年7月6日 (2023年)	
2 許可番号	城陽市一廃許可収運第26号	
3 許可期間	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日 (2023年) (2025年)	
4 事業の範囲	事業の区分	収集運搬業（積替え・保管を除く。）
	一般廃棄物の種類	家庭系一般廃棄物 (1)可燃性の物 (2)粗大ごみ類・不燃性の物 (3)資源化物（剪定枝） (4)土砂等 (5)その他（ ） 事業系一般廃棄物 (1)可燃性の物 (2)粗大ごみ類・不燃性の物（一般廃棄物に限る。） (3)資源化物（剪定枝） (4)その他（ ）
5 業務区域	城陽市（宇治市、久御山町、宇治田原町、井手町からの運搬は、クリーン21長谷山への可燃性の物、資源化物（剪定枝）及びリサイクルセンター長谷山への粗大ごみ類・不燃性の物（事業系の場合は一般廃棄物に限る。）の積卸しのみに限る。）	
6 許可に係る確認事項	「一般廃棄物収集運搬業許可に係る確認事項」（別紙）のとおり。	